

令和4年10月19日  
島根労働局

## 島根労働局職業安定課における個人情報の漏えいについて

島根労働局（局長 宮口真二）は、職業安定課（以下「安定課」という。）において発生した個人情報の漏えいについて、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概要

安定課において、Aさんの「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給申請書」（以下「申請書」という。）について、島根労働局が入居している合同庁舎内の個室トイレに置き忘れたことにより、個人情報の漏えい事案が発生した。

※申請書には、申請者の氏名、性別、住所、電話番号、雇用保険被保険者番号、金融機関口座等の個人情報が記載されている。

#### 2 事実経過

- （1） 令和4年10月4日、11時30分頃、職員Bは決裁の終了した申請書の支給決定処理を行うため、申請者別にジップファイルに格納している申請書類等（以下「ジップファイル」という。）13通を持って5階にある安定課事務室から4階にある審査事務室に向かった。しかし、職員Bは移動の途中で体調不良となったためジップファイルを持ったまま3階の個室トイレに立ち寄った。個室トイレを利用する間ジップファイルは個室トイレ内の棚に置いていたが、個室トイレを出る際、1通のジップファイルを取り忘れたことに気づかないまま4階事務室に向かい残りのジップファイルを持ち込んだ。
- （2） 同日、11時50分頃、合同庁舎に入居している他官署の職員Cさんから、当局総務課に3階個室トイレ内で拾得されたものとして1通のジップファイルが届けられ、この時点で文書を紛失していたことが発覚した。
- （3） これを受け、直ちに、届けられたジップファイルの中身を確認し、中身の文書に紛失がないことを確認した。また、ほかに置き忘れた文書がないかを確認したが、当該ジップファイル以外に置き忘れた文書はなかった。
- （4） 同日16時頃、安定課長はAさん並びに申請元事業所担当者に経過説明と謝罪を行い、了解を得た。

### 3 発生原因

個人情報に記載された文書を個室トイレの棚に置いた後、持ち帰る際に文書が全て揃っているかどうかを確認しなかったこと。

また、複数の文書の持ち運びの際に、鞆や袋に入れるなど文書の散逸を防止する措置がなされていなかったこと。

### 4 再発防止策

- (1) 安定課においては、令和4年10月5日に職員会議を開催し、安定課長が事実経過を説明の上、各担当における文書取扱の総点検を指示し、日常の個人情報関係文書の取扱状況に問題が無いか確認を開始し、同月11日に全ての担当で基本的な動作が取られていることの確認を終えた。また、全職員に対して、文書を持ち運ぶ際の散逸防止と執務室間移動の際の文書取扱の考え方や方法（複数の文書の持ち運びの際には、運搬用の袋に入れること等）について徹底を図った。
- (2) 島根労働局職業安定部においては、部内課室長及び全所長に対して、職業安定部長から事案の概要を連絡するとともに、文書の紛失防止等のための基本動作の徹底及び所長による自所の状況の総点検を指示した。
- (3) 島根労働局においては、令和4年10月12日に開催した局議において、所属長に対して、総務部長から事案の概要の説明と再発防止対策の徹底を指示するとともに、今後、改めて全職員に対して、事案の概要と再発防止対策の徹底について文書により指示することとしている。